1 計画の基本的位置づけ等について

(1)計画の位置づけ

「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」 ※熊本市環境基本条例第3条に規定

- ・長期的な目標を示す計画とする。
- ・市民・事業者・行政それぞれに求められる役割と 取組の方向を明らかにする計画とする。

② 計画範囲

- 本計画の対象とする地域は熊本市全域とする。
- 本計画の実行にあたっては、本市と生活圏が密接に 関わる熊本広域都市圏を中心とした広域的な対応をする。
- 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境及び地球環境とする。
- ③ 計画期間
 - ⇒平成23年度~平成32年度までの10年間 但し、5年後(平成27年に見直し)

熊本市の環境行政の基本方針をメッセージとして発信する計画

2 今後10年間を見据えた計画策定にあたっての考慮すべき事項(理念とすべき基本的事項)

- (1) 世界に誇れる環境先進都市としてのまちづくり
 - ☆世界に誇れる環境先進都市となるために、今後の国内外の都市との連携、協調を視野に入れたまちづくりを行っていく必要がある。
- (2)深刻化する環境問題への対応
 - ☆深刻化している環境問題に対し、適切な対応を図るとともに、正確な情報発信を行っていく必要があります。
 - ・本市として取り組むべき環境課題
 - ⇒水をさらに守り育む、みどりと生き物を守り育む、美しい街並みを守り育む、

環境配慮のまちづくり、循環型の社会づくり、低炭素都市づくり、環境教育・実践、市民協働の推進

- ・地球規模の環境問題⇒地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、森林の減少、砂漠化、野生生物の減少
- ・都市」ハ・ルの環境問題⇒〈生活環境〉多種多様な廃棄物、生活排水、大気汚染 〈自然環境〉生物多様性の保全、緑保全、水保全
- (3) 都市の転換点への配慮
 - ☆熊本市は、都市としての歴史的転換点を迎えようとしています。
 - ☆拡大する市域とその地域特性や自然に対応した新たなまちづくりを行っていく必要があります。

〈参考〉

平成22年3月 植木町・城南町との合併による新市誕生

平成23年春 九州新幹線鹿児島ルートの全線開業

平成24年4月 政令指定都市への移行

- (4) 協働のまちづくりへの配慮
 - ☆市政への市民参画の機会の拡充を図っていく必要があります。
 - ☆市民と行政がパートナーとして公共を担う、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。
 - ☆地域コミュニティの連携強化を行っていく必要があります。
 - ※平成22年4月 「熊本市自治基本条例」施行 ⇒ 新しい熊本のまちづくりを進めるための基本的なルール
- (5) 環境と経済・社会の調和の取れたまちづくりの推進
 - ☆環境問題に対する世界的な認識や関心が高まってきています。
 - ☆環境保全の視点がないと経済社会の発展は困難な状況となってきています。
 - ☆市民の意識が高まり、環境に配慮した生活行動や消費行動の実践が根付き始めています。
- (6) 人づくりの強化
 - ☆環境保全行動を実践する市民や次世代の環境保全を担う人材を育成していく必要があります。
 - ☆環境教育、啓発活動、情報発信などを体系的、効果的に行えるしくみづくりを検討していきます。
- (7)計画の着実な推進

☆計画を着実に推進していくため、計画の評価・検証を図りながら推進する体制づくり、しくみづくりを行っていきます。

3 その他の策定における視点

- (1) 熊本市の特性を踏まえた計画とする
 - 〇自然と歴史・文化に恵まれた特性を活かします

○快適な都市機能を持つ特性に配慮します

「日本一の地下水都市」「森の都」「熊本城」「城下町」

人口73万人の都市活動が快適に営まれる都市

- (2) 分野別計画との整合を図る ~環境に関する総合的な一つの基軸となる計画を策定する~
 - 〇環境部門の分野別計画を体系的に整理します
 「緑の基
- 「緑の基本計画」「地下水保全プラン」「低炭素都市づくり戦略計画」「ごみ減量・リサイクル推進基本計画」など
 - 〇環境部門以外の分野別計画についても環境保全として位置づけるべき事業を整理します 「熊本市都市マスタープラン」「熊本市観光振興計画」など
- (3) 重点的に取り組むべき施策を明示する
 - ○熊本市の環境行政の基本理念を明確化します
 - 〇熊本市が重点的に取り組むべき施策・事業を提示します

これまでの取り組みの現状分析と今後取り組むべき方向性について

これまでの目標

現状分析 (平成20年度実績による)

今後必要な取り組み

方向性(案)

水

を

さ

ら

12

守

IJ

育

- 1 恵み豊かなくまもとの 水をまもる
- * 豊かな地下水をまもる
- * きれいな地下水をまもる
- * きれいな河川・海を まもる
- 2 自然豊かな「森の都」 をまもり、つくる
- * 緑をまもり、つくる
- * 多様な生き物を育み 自然環境をまもる
- * 自然とのふれあいを 進める
- 3 歴史遺産等を生かした 美しい景観をまもり、 つくる
- * 歴史遺産等をまもり、牛かす
- * 魅力ある都市景観をつくる

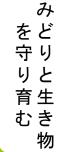
- 地下水かん養量は、対象となる転作水田面積が限界に近づきつつあることや、転作作物の作付時期が合わないことにより、目標値に達していない。
- 市民1人1日当たりの生活用水使用量は、目標値には達していないが、節水市民運動などの取り組みにより確実に減少してきている。
- 地下水・河川・海域の汚染は改善傾向にはあるものの、 目標値には達していない。
- 市民意識調査における「海や川のきれいさ」の満足度は 上昇はしている。
- 有機塩素系化合物による地下水汚染地区のうち、環境基準以下に改善された地区数は、わずかに目標値に満たないが、 改善傾向にある。
- 河川・海域の公共用水域環境基準達成率は、公共下水道、 合併浄化槽の普及に伴い、改善傾向にあるのの、広域的な影響を受けることもあり、完全に環境基準を達成した状況では ない。
- 緑被率・緑地率は目標値に達成している。

● 市民意識調査における「良好な街並みと思う」割合は増加している。

- 今後も引き続き、転作水田や雨水浸透施設等の利活用による人工かん養対策に取り組んでいく。
- 今後とも節水型社会の形成に取り組むとともに、水検定 や水守制度を活用した地下水保全についての効果的な啓発に 努めていく。
- ●地下水の水質保全のため、現在の喫緊の課題である硝酸性 窒素削減対策に引き続き取り組んでいく・。
- ●公共用水域の汚染対策には長期・広域的な取り組みが必要であるため、今後もさらに目標値達成に向けて水質監視・水質改善の推進につとめていく。

- ◆ 公園については、第6次総合計画に基づき面積の拡大ではなく、市民が使いやすいと感じる公園整備を行っていく。
- 多様な生態系を保全するため、今後も自然環境や生態系への市民の理解を深めるため、自然とのふれあいの場を創出していく。

● 今後も守り育ててきた歴史的文化遺産を生かしながら、 市民・事業者・行政が一体となり美しい都市景観を保全・ 創造していく。



守り育む美しい街並みを

IJ

- 1 さわやかで安心できる 生活環境をつくる
- * さわやかな大気をまもる
- * 騒音・振動のないまちをつくる

環

境

負

荷

0

少ない

循

環

型

社

会

を

つ

- * 有害化学物質による汚染を防ぐ
- * 環境に配慮した交通
- 2 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる
- * ごみを減らす
- * リサイクルを進める
- * ごみを正しく処理する
- 3 地球環境問題に地域から貢献する
- * 地球温暖化を防ぐ

- ●大気の二酸化窒素濃度は目標値を達成していないが、減少 傾向にはある。
- 市民意識調査における「空気のきれいさやにおい」「静けさ」に対する満足度は上昇している。
- 市民意識調査における「自転車の利用」割合や公共交通 機関利用者は減少している。

- ●市民1人1日当たりのごみの排出量は、目標値は達成していないが、着実に減少している。
- 市民意識調査における「日頃から簡易包装や詰替商品を 選ぶ」割合は上昇している。
- ●家庭ごみのリサイクル率は、目標を達成しておらず、新た な取り組みが必要となっている。

- ●熊本市域全体の温室効果ガス排出量は平成2年度比で増加 している。
- ●市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は平成16年度 比で増加している。

- ●今後も良好な生活環境の保全に努めていく。
- ●引き続き率先して低公害な車を促進していく。
- ●今後とも、公共交通活性化施策を展開し、自動車から公 共交通機関への転換を促し、環境に配慮した交通を目指し ていく。

- ●平成21年10月から資源物拠点回収に廃食用油など4品目を加えたほか、平成22年10月からプラスチック製容器包装を分別収集しリサイクルを推進していく。
- ●有料化の効果として、これまで燃やすごみに混じっていた紙類の分別が進んでおり、今後もごみ減量と併せて分別品目拡充へ向けて取り組んでいく。
- ●排出ごみの再生だけでなく再生品の積極的な利用を推進 していく。
- ●「低炭素都市づくり戦略計画」に基づき、市内の温室効果ガス排出量の削減に努める。
- ●平成22年度にはプラ容器の分別収集を計画しており、 ごみ焼却に伴う排出量は削減されると考えられる。今後も、 率先してエコオフィス活動の取り組みを推進していく。



これまでの目標

現状分析 (平成20年度実績による)

今後必要な取り組み

方向性 (案)

> 環 境 教 育 実 践

市 民 協 働 0 推 進

環 境 行 政 の 基 本理 念

1 自発的に実践する人を 育てる

参

加

لح

協

働

を 実 現

す

- * 環境教育・学習を進める
- * 自発的な活動を進める
- 2 活動の「輪」を広げ、 「協働」の取組を進める
- * パートナーシップを つくる

- 市民・事業者の日常生活における環境保全行動率は、目標 値には達していないものの、事業者の低公害な車の利用や再 生資源の積極的利用は上昇している。
- 事業所の環境マネジメントシステム導入数の目標達成は困 難な見通しであるが、ISO取得は年々増加している。
- 市役所のISO対象区域におけるリサイクル率は未達成。
- ●エコパートナーくまもとへの参加者数は、環境フェアなど 各種イベント等で広く入会の呼びかけを行っているが、組織 や会費等の課題もあり目標値には達していない。

- ●今後も市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進して いく。
- ●市役所で平成21年度から焼却処分していたシュレッ ダーごみのリサイクルに取り組んでおり、今後さらに、紙 ごみの可燃ごみへの混入や弁当容器のごみなどについて、 リサイクル・削減を推進していく。

●様々な市民環境団体の活動を支援していく。



外的要因の変化

《本市をとりまく環境の変化》

平成23年春の九州新幹線鹿児島 ルートの全線開業、合併による新 市誕生、平成24年春の政令指定 都市への移行、自治基本条例制定 による、都市転換に対応した市民 協働の新たなまちづくりが必要に なっている。

《地球環境の変化》

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の 破壊、森林の減少、砂漠化、野生 生物の減少など地球規模の環境問 題の発生や、都市における人口の 集中や自動車の急速な普及、多種 多様な廃棄物や生活排水、自動車 排ガスによる大気汚染など生活環 境の悪化が問題となるとともに、 都市化の進展による自然環境の破 壊やヒートアイランド現象も懸念 されている。

環境審議会でのご意見(キーワード)

《H22.02開催/策定について諮問》

- ■自然・地下水・緑・生態系の保全
- ■循環型社会・低炭素社会
- ■市民力・市民参加・市民参画・ 住民参画・協働
- ■人間サイズ・人にやさしい
- ■人づくり・環境教育
- ■暮らしやすいまちづくり・人間を 中心としたまちづくり・癒し
- ■大先進的都市・世界に誇れる・ 環境創造都市・広域
- ■メッセージ・内外へのアピール・ 宣言
- ■透明性

《H22.04開催/構成案の審議》

- ■10年後の地球環境の変化に対する 価値観の変貌
- ■健やかな子どもへの環境
- ■主役の定義(ひとor環境)
- ■先進都市より住みやすいまち
- ■ひと・自然・生きがい
- ■命を育む、住みやすい =子育てしやすい
- ■生命体に欠かせない水
- ■環境と人を大切にする文化都市
- ■守ろう命・共生のまちづくり
- ■環境と文化のマッチング



第1章 計画の基本的な考え方

1. 環境行政の歩みと背景

〈国際動向〉

地球サミット開催(ブラジル・リオデジャネイロ) 平成4年6月 「気候変動に関する国際連合枠組条約」公布 平成6年6月

平成5年 「環境基本法」制定 第1次環境基本計画策定 平成6年 平成12年 第2次環境基本計画策定 平成18年 第3次環境基本計画策定

〈熊本市〉

昭和63年10月 「熊本市環境基本条例」制定 平成5年 第1次環境総合計画策定 第2次環境総合計画策定 平成13年 平成18年 改訂版第2次環境総合計画策定

2. 計画策定の目的と位置づけ

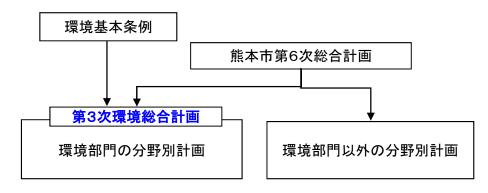
【目的】

熊本市環境基本条例第3条

「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」

- ・長期的な目標を示す計画
- ・市民・事業者・行政の役割と取組の方向を明らかにする計画

【位置づけ】



- 3.計画の範囲
- 本計画の対象とする地域は熊本市全域。
- 本計画の実行にあたっては、本市と生活圏が密接に関わる熊本広域都市圏 を中心とした広域的な対応。
- 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を 営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境及び地球環境。
- 4. 計画の期間

第2章 計画の基本理念

1. 計画の目指す都市像

環境審議会で議論

2.環境行政の基本理念

今後10年間の環境行政の取り組みの方向性を示す基 本理念を総合的視点で示す。

市民検討会議⇒市民・事業者が求める 今後10年間の環境行政の取り組みの方向性



- (1) 世界に誇れる環境先進都市としてのまちづくり
- (2)深刻化する環境問題への対応
- (3) 都市の転換点への配慮
- (4)協働のまちづくりへの配慮
- (5) 環境と経済・社会の調和の取れたまちづくりの推進
- (6) 人づくりの強化
- (7) 計画の着実な推進

環境審議会で議論

3. 計画の目標と重点施策 目標体系図と重点施策のヘッドラインを提示 (詳細は、第3章に記載)

事務局でとりまとめ作成⇒環境審議会で議論

第3章 基本計画

1.重点プログラム

環境行政の基本理念を具体的に実現させるた めの事業プログラム

総合的視点からみた事業プログラム (例)人づくりを視点とした事業 まちづくりを視点とした事業 ★★★

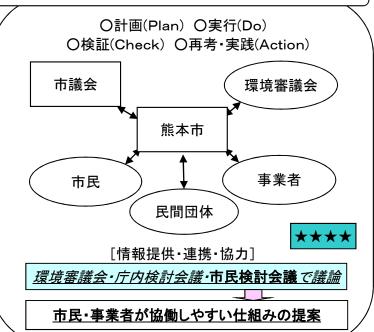
環境審議会・庁内検討会議・市民検討会議で議論

行政の役割 *環境審議会・庁内検討会議で議論*

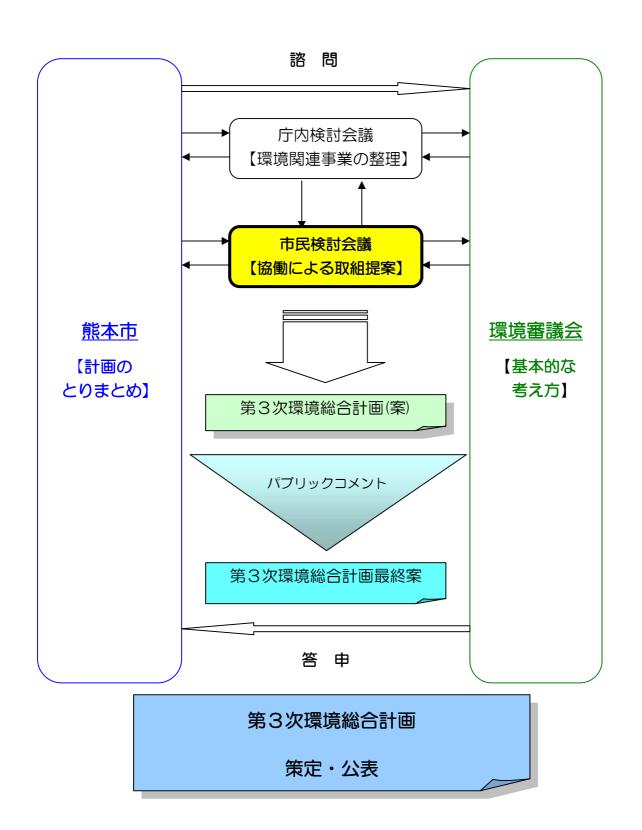
- 3.目標と指標
- ○第6次熊本市総合計画、各分野別計画より 第3次環境総合計画に掲げるべき日標を設定 事務局でとりまとめ作成⇒環境審議会で議論
- ○指標となる市民意識調査項目を検討

市民検討会議で議論⇒事務局で取りまとめ ***

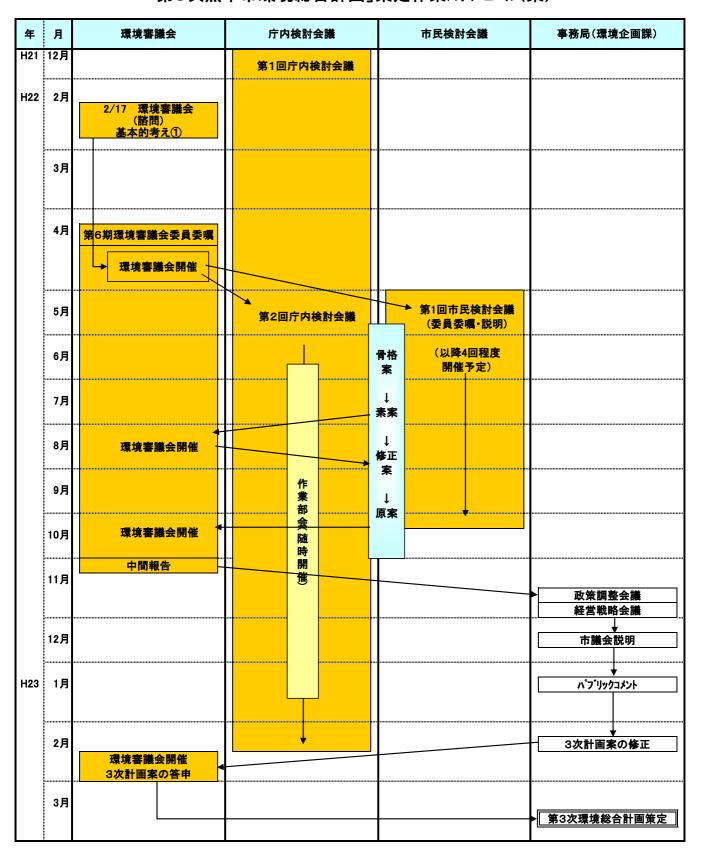
第4章 推進体制



市民検討会議の役割と計画の策定までの流れ



「第3次熊本市環境総合計画」策定作業スケジュール(案)



第3次熊本市環境総合計画市民検討会議スケジュール(案)

- ※ 概ねのスケジュール案です。
- ※ 基本的に会議終了時に次回会議の日程を決定します。

第1回(本日)

● 今後10年間の熊本市の環境行政の基本的理念、取り組みの方向性(★) (今回資料1-2 7つの考慮すべき事項をもとに討議)

第2回(6月中下旬予定)

- 今後10年間の熊本市の環境行政の基本的理念、取り組みの方向性(★) (前回意見の確認、提言へのまとめ作業)
- 市民・事業者の責任と役割 (★★) (10年間の熊本市の環境行政の取り組みを具体的に実現するための市民・ 事業者の責任と役割、そのために必要な行政に対する支援要請)

第3回(7月中旬予定)

- 市民・事業者の責任と役割(★★) (前回意見の確認、提言へのまとめ作業)
- 計画に盛り込む重点プログラム、指標 (★★★) (環境行政の基本理念を具体的に実現させるための事業プログラムや市民 意識調査項目の検討)

第4回(8月上旬予定)

- 計画に盛り込む重点プログラム、指標 (★★★) (前回意見の確認、提言へのまとめ作業)
- 推進体制 (PDCAサイクル) (★★★★)(市民・事業者が協働しやすい仕組みの提案 提言へのまとめ作業)

第5回(9月下旬予定)

● 最終まとめ作業

